



# 在宅援助活動

## 利用の手引き



もりやファミリーサポートセンター

令和2年10月現在

## 《 目 次 》

もりやファミリーサポートセンターとは？	・ ・ ・ ・	2
利用するには	・ ・ ・ ・	3
入会の流れ	・ ・ ・ ・	4
会員の種類	・ ・ ・ ・	5
お約束	・ ・ ・ ・	6
援助活動の内容	・ ・ ・ ・	7
援助活動のしくみ	・ ・ ・ ・	8
援助活動の流れ	・ ・ ・ ・	9
利用料金の基準	・ ・ ・ ・	1 1
補償保険制度	・ ・ ・ ・	1 3
退会	・ ・ ・ ・	1 5

## もりやファミリーサポートセンターとは？

**育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり  
会員同士の支え合いで親子を応援する助け合い事業です**

ファミリーサポートは地域の中での相互援助活動です。  
育児のお手伝いをしたい方による有償ボランティアで成り立っています。  
依頼する方、サポートを提供する方、お互いの協力と歩み寄りにより支えられています。

# 利用するには

会員登録が必要です。

## <入会登録>

### 登録手続きに必要なもの

①入会申込書

②事前打ち合わせ票(お子さん1人につき1枚記入)

①②の書類はファミリーサポートセンターの窓口に用意してあります。  
ファミリーサポートセンターのホームページからもダウンロードできます。

③写真(L版) ・家族全員が写っている写真1枚  
・お子さん1人で写っている写真(お子さん1人につき)1枚

④入会登録料 1世帯1,000円

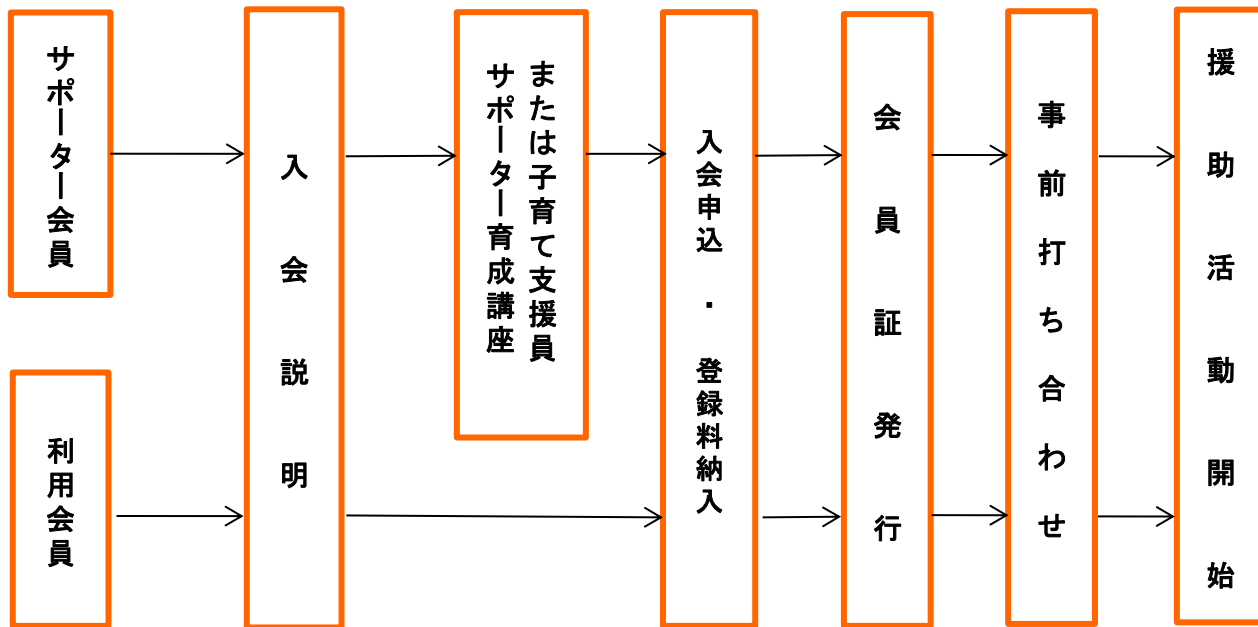
※利用の有無に関わらず入会登録料の返金はありません。

⑤ 確認事項同意書

### 登録方法

センター開設時間内にファミリーサポートセンター窓口へ①～⑤をご持参ください。  
登録完了後、後日センターより会員証を発行、発送します。

# 入会の流れ



# 会員の種類

会員の種類は3種類です。

育児の援助を受けたい人

**利用会員**



- ・守谷市在住，在勤の方
- ・生後6か月から中学校就学前までのお子さんを持つ方

育児の援助をしたい人

**サポーター会員**



- ・守谷市在住の方
- ・サポーター育成講座を修了した方
- ・心身ともに健康で子どもが好きな方
- ・子育てのお手伝いができる方

**両方会員** : 利用会員・サポーター会員の両方に登録する事ができます。

※サポーター育成講座の詳細についてはファミリーサポートセンターにお問い合わせください。

## お約束

- ・援助活動により知り得た会員の個人情報を他人に漏らさないでください。退会後も同様です。
  - ・政治，宗教，営利などを目的とする行為を行わないでください。
  - ・その他センターの事業の目的に反する行為を行わないでください。
  - ・援助を依頼したときは，センターに報告をしてください。
  - ・依頼した援助内容を変更したいときは，センターに報告，相談をしてください。
  - ・発熱，風邪症状，体調不良など病気のお子さんや援助活動中に投薬が必要なお子さんの援助はできません。
- またサポーター会員も体調がいつもと異なるときは援助活動ができません。

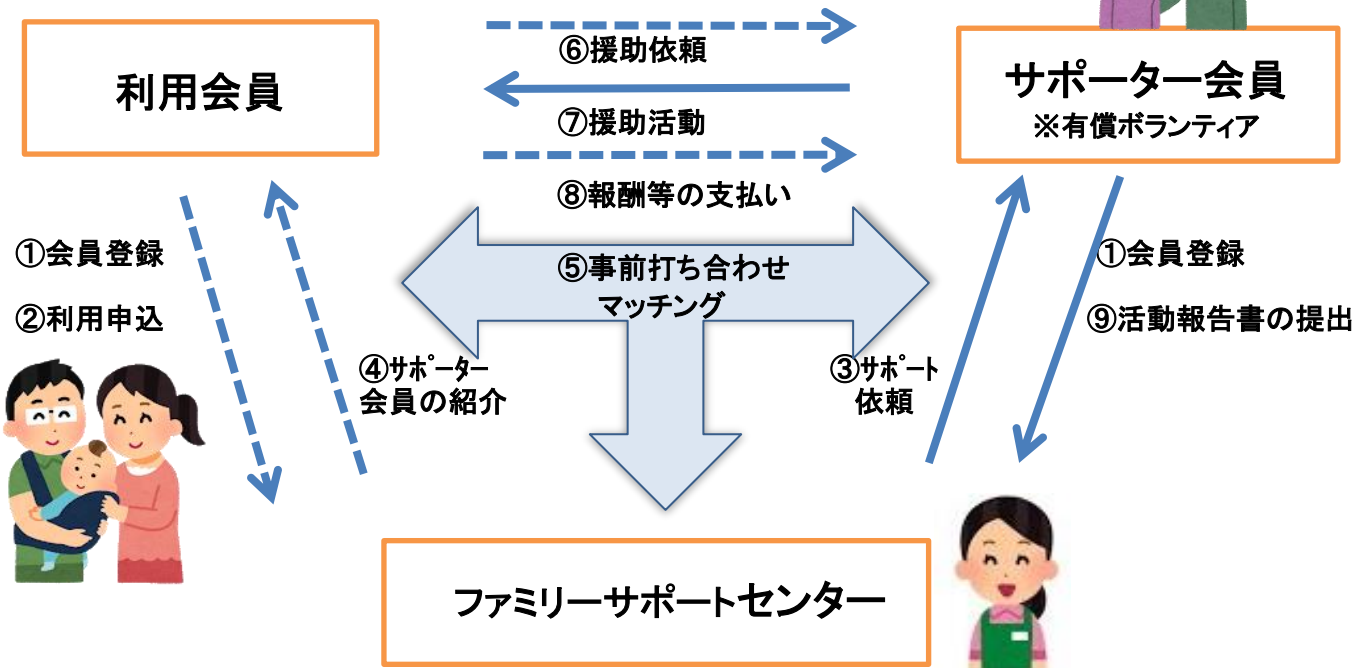


## 援助活動の内容

- ・小学校及び児童クラブ、保育所・幼稚園（以下「保育施設等」という）の開始時間前又は終了後にお子さんを預かります。
- ・小学校及び児童クラブ、保育施設等の休日または、その他の事由がある場合において臨時的にお子さんを預かります。
- ・小学校及び児童クラブ、保育施設等までの送迎を行います。
- ・預かる場所は、原則としてサポーター会員の自宅です。  
ただし、会員間の合意により施設その他子どもの安全が確保できる場所も含みます。
- ・サポーター会員が援助活動をできる時間は、毎日午前6時～午後10時までです。  
ただし、実際の活動はサポーター会員の可能な範囲内です。
- ・宿泊を伴う援助は行いません。
- ・援助は原則お子さん1人に対しサポーター会員1人で行います。  
ただし、会員間の合意により複数人の援助も可能です。



# 援助活動のしくみ



# 援助活動の流れ

①センターが条件の合うサポーター会員を紹介し、事前打ち合わせをします。

## 事前打ち合わせとは……

援助が始まる前に、センターで会員同士が顔を合わせて援助内容について打ち合わせをすることです。

## 事前打ち合わせでの確認事項

- ・援助内容の確認(日時・場所等)
- ・アレルギー他の有無
- ・車使用の有無
- ・好きな食べ物, 嫌いな食べ物等
- ・食事, 交通費等
- ・行動の特徴
- ・送迎の場合は送迎先の確認
- ・支払方法について ……など

※事前打ち合わせをしていない内容は保険対象外となります。

援助内容を変更したいとき(時間やサポート場所の変更など)は、センターへ報告, 相談をしてください。

②援助依頼

援助が必要になったら、サポーター会員に援助活動の依頼をします。

※連絡のやりとりはメールなどで行い、記録を残すようにしましょう。

③援助決定の報告

援助活動日が決まったら、センターに援助内容の連絡を入れます。

※援助取り消しの場合、サポーター会員とセンターに速やかに連絡してください。

(センターの開設時間外は留守番電話、メールにて受け付けます)

#### ④援助活動開始前

- ・ 預ける日時(開始, 終了時間)はサポーター会員と確認しましたか？
- ・ センターへの援助内容の連絡は済んでいますか？

- ・ 緊急連絡先の変更などはありませんか？

(住所, 電話番号などの変更がありましたら, 必ずセンターとサポーター会員に連絡を)

- ・ お子さんの体調に変わりはありませんか？少しでも心配なことがあればサポーター会員に伝えてください。

- ・ お子さんの必要な持ち物は, すべて保護者が用意します。

持ち物すべてに記名をしましたか？

- ・ 保育施設等への送迎を依頼しているとき, サポーター会員の名前を施設長(園長・所長等)に伝えてありますか？

(連絡がないとサポーター会員であってもお子さんの引き渡しできません)

#### ⑤援助活動終了後

- ・ 援助活動報告書の内容を相互確認のうえ押印します。
- ・ 報酬は原則, 利用した日にサポーター会員に支払います。

(定期利用の報酬は, お互いの合意があった場合に限り利用した月内の支払も可能です。)

## 利用料金の基準

1. もりやファミリーサポートセンター実施要綱による「報酬に関する基準」は、次の通りです。

曜 日	時 間	報 酬 (1時間あたり)
月曜～金曜	午前7時～午後7時	700円
	午前6時～午前7時 午後7時～午後10時	800円
土・日・祝日	午前6時～午後10時	

- \* 兄弟姉妹で預ける場合、2人目から半額になります。
- \* 1時間以下の援助の場合、30分以下は基準額の半額とし30分を超える場合は1時間とみなします。また、1時間を超えた援助時間の端数が30分以下は、基準額の半額、30分を超える場合は1時間として計算します。
- \* 報酬はサポーター会員へ直接支払います。

## 2. 実費について

- ・ 食事（幼児食 1食260円が目安です。）
  - ・ おやつ（50円～100円が目安です。）
  - ・ 交通費（電車，バス，タクシー等） 往復分かかります
  - ・ 車の送迎を伴う援助の場合の交通費（1km 30円が目安です。）
- （車の使用には、利用会員とサポーター会員双方の合意が必要です）

## 3. キャンセルについて

- |                  |       |         |
|------------------|-------|---------|
| ① 前日までのキャンセル     | ..... | 無料      |
| ② 当日キャンセル(予約時間前) | ..... | 利用時間の半額 |
| ③ 当日キャンセル(予約時間後) | ..... | 利用時間の全額 |
| ④ 当日連絡なしキャンセル    | ..... | 利用時間の全額 |

- \* 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合は、  
センターとサポーター会員へ必ず連絡して下さい。  
急なキャンセルや日時の変更は対応できない場合がありますので  
早めにご連絡ください。**

# 補償保険制度

もりやファミリーサポートセンターでは、サポーター会員及び利用会員のお子さんが活動中に傷害を被った場合等に備え、以下の保険に加入しています。(保険加入費用はセンターが負担します。)

## 1. サービス提供会員傷害保険

サポーター会員が援助活動中(サポーター会員宅と利用会員宅や保育施設等の往復途上を含む)に、傷害を被った場合において補償するものです。

保険種類	保険金額	補償日数
通院	日額 2,000円	90日
入院	日額 3,000円	180日

(対象外)・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの(靴ずれ、しもやけ、日焼けなど)、ほか

## **2. 依頼子供傷害保険**

利用会員のお子さんが、援助活動中に傷害を被った場合に、サポーター会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

保険種類	保険金額	補償日数
通院	日額 2,000円	90日
入院	日額 3,000円	30日

(対象外) ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの(靴ずれ、しもやけ、日焼けなど)、ほか  
・感染症等の病気

## **3. 賠償責任保険**

サポーター会員が、援助活動中に他人の身体または、生命を害したり財物に損害を与えた事により、法律上の賠償責任を負った場合に補償するものです。

## **4. お見舞金制度**

利用会員のお子さんの加害事故、活動に起因した感染症(インフルエンザやノロウイルス)、車での送迎中の事故についてお見舞金(一律5,000円)が支払われる場合があります。

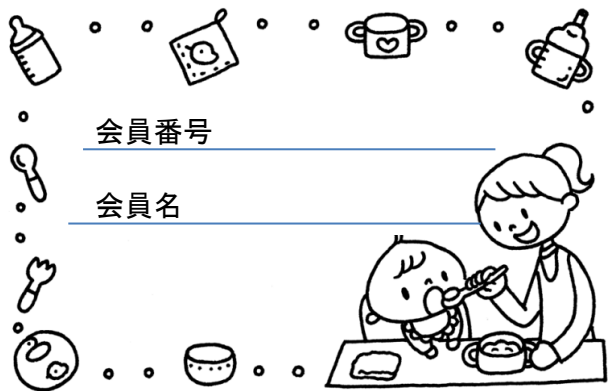
## 退会

- ・市外に転出したとき(ただし, 守谷市在勤の方は, 利用可)
- ・一番下のお子さんが, 小学校を卒業するときは自動退会となります。

退会するときは退会届に記入し, 会員証を添えてセンターに提出してください。  
退会届は, センターにあります。(ホームページからもダウンロードできます)  
自動退会の場合は不要です。

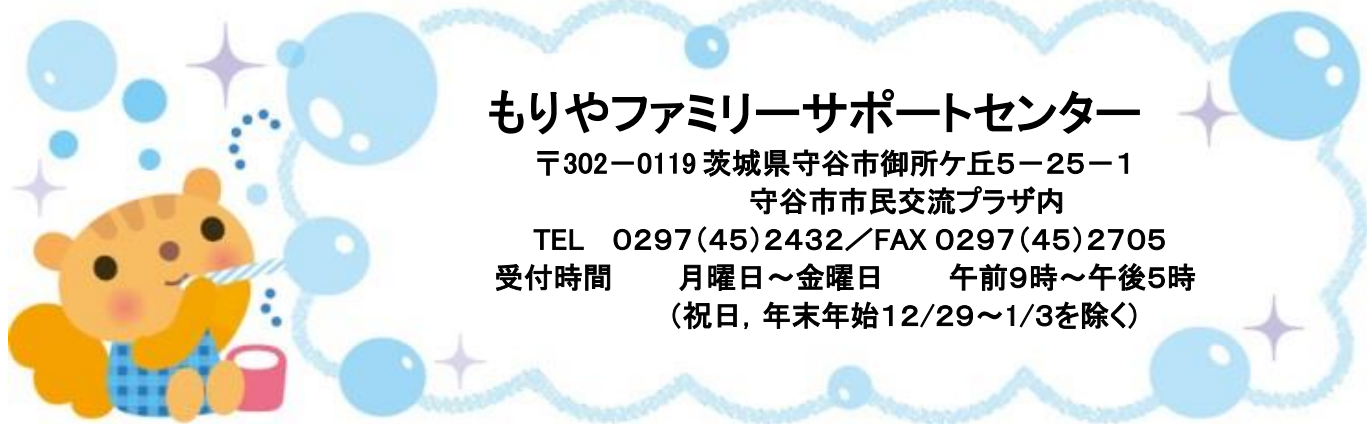
※退会の際, 援助活動票はセンターに返却してください。





会員番号

会員名



## もりやファミリーサポートセンター

〒302-0119 茨城県守谷市御所ヶ丘5-25-1

守谷市市民交流プラザ内

TEL 0297(45)2432/FAX 0297(45)2705

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(祝日, 年末年始12/29～1/3を除く)